

Q-2nd

令和3年9月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第1448号 慰謝料請求控訴事件 (原審 前橋地方裁判所令和元年(ワ)第428号)

口頭弁論終結日 令和3年7月13日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人兼被控訴人 今 井 豊

(以下「1審原告」という。)

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人兼控訴人 国

(以下「1審被告」という。)

同代表者法務大臣 上 川 陽 子

同指定代理人 君 塚 知 弥 子

同 西 村 聡 志

主 文

- 1 1審被告の本件控訴に基づき、原判決主文第1項を取り消す。
- 2 前項の取消部分につき、1審原告の請求を棄却する。
- 3 1審原告の本件控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1, 2審を通じて1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告は1審原告に対し、10万円を支払え。

2 1審被告

- (1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき 1 審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要（略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

- 1 本件は、1 審原告が、前橋地方裁判所に 5 件の訴訟事件を提起していたところ、①上記事件を担当する裁判官が長期間にわたり第 1 回口頭弁論期日を指定しなかったこと、②上記担当裁判官が 1 審原告に対して上記期日を指定しない理由を説明しなかったこと、③前橋地方裁判所長が上記担当裁判官による期日指定の遅滞に対して適切な対処を取らなかったこと、④前橋地方裁判所長が 1 審原告に対して上記期日が指定されない理由を説明しなかったこと、⑤前橋地方裁判所総務課職員が 1 審原告に対して上記期日が指定されない理由を説明しなかったこと、⑥司法制度設計当局者が訴状審査権の限界を規定しなかったことが、それぞれ 1 審原告の裁判を受ける権利を侵害し、違法であるとして、1 審原告が、1 審被告（国）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1 条 1 項又は民法 709 条、710 条、715 条及び 719 条の準用若しくは類推適用に基づき、1 審原告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料の一部請求として 10 万円の支払を求めている事案である。
- 2 原審は、上記①についてのみ国賠法上の違法を認め、1 審原告の請求を 5 万円の限度で一部認容したところ、1 審原告と 1 審被告が、それぞれ不服があるとして控訴した。
- 3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項に当審における控訴人らの主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1 ないし 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、特に断りのない限り、略称は、原判決の例による。

（原判決の補正）

- (1) 原判決 2 頁 17 行目の「(乙 23)」を「(乙 23, 26)」に改める。
- (2) 原判決 2 頁 18 行目の冒頭から 20 行目の末尾までを「原告は、同裁判所に

対し、同事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、同月21日、同年9月4日、同月18日、同年11月14日及び同月15日において、それぞれ提出した(乙20, 26)。」に改める。

(3) 原判決3頁3行目の「(乙13, 14, 15)」を「(乙13ないし15, 25)」に改める。

(4) 原判決3頁4行目の冒頭から10行目の末尾までを、「原告は、同裁判所に
対し、主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、357号事件については、
同月21日、同年9月4日、同月18日及び同年11月19日において、35
8号事件については、同年9月5日、同月18日及び同月25日において、3
59号事件については、同年8月21日、同年9月4日、同月18日、同月2
5日及び同年12月20日において、それぞれ提出した(乙1ないし3, 25)。」
に改める。

(5) 原判決3頁16行目の「(乙16)」を「(乙16, 25)」に改める。

(6) 原判決3頁17行目の冒頭から19行目の末尾までを、「原告は、同裁判所
に対し、399号事件について主張を補充又は訂正する内容の主張書面を、同
月18日、同月25日及び同年11月15日において、提出した(乙4, 25)。」
に改める。

(7) 原判決4頁2行目「(甲1)」を「(甲1, 6)」に改める。

(8) 原判決4頁3行目から4行目にかけての「照会書面1の内容と同旨の質問を
すると、」を「別件訴訟事件について自らの見直しが完了したことを告げて期
日指定を催促したところ、」に改める。

(9) 原判決4頁13行目の「(甲2)」を「(甲2, 6)」に改める。

(10) 原判決4頁24行目の「(甲3)」を「甲3, 6」に改める。

(11) 原判決5頁19行目末尾を改行の上、以下のとおり加える。

「(6) 別件訴訟事件のその後の経緯

ア 355号事件

令和元年11月11日午後2時, 第1回口頭弁論期日が開かれ, 同年12月25日午後3時, 第2回口頭弁論期日が開かれて結審したが, 令和2年2月17日午後2時30分, 第3回口頭弁論期日において判決言渡時刻を延期し, 同日午後3時, 1審原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡された(乙20ないし23)。

イ 357号事件

令和元年11月13日午後1時30分, 第1回口頭弁論期日が, 令和2年1月27日午後1時30分, 第2回口頭弁論期日がそれぞれ開かれ, 同年2月20日午後1時30分, 第3回口頭弁論期日が開かれて結審し, 同年6月17日, 1審原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡された(乙1, 5, 9, 13)。

ウ 358号事件

令和元年11月13日午後1時50分, 第1回口頭弁論期日が, 令和2年1月27日午後1時45分, 第2回口頭弁論期日がそれぞれ開かれ, 同年2月20日午後1時40分, 第3回口頭弁論期日が開かれて結審し, 同年6月17日, 1審原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡された(乙2, 6, 10, 14)。

エ 359号事件

令和元年11月13日午後2時10分, 第1回口頭弁論期日が, 令和2年1月27日午後2時, 第2回口頭弁論期日がそれぞれ開かれ, 同年2月20日午後1時50分, 第3回口頭弁論期日が開かれて結審し, 同年6月17日, 1審原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡された(乙3, 7, 11, 15)。

オ 399号事件

令和元年11月13日午後2時30分, 第1回口頭弁論期日が, 令和2年1月27日午後2時15分, 第2回口頭弁論期日がそれぞれ開かれ,

同年2月20日午後2時、第3回口頭弁論期日が開かれて結審し、同年6月17日、1審原告の請求のうち、金銭支払い請求以外の請求を却下し、その余を棄却する旨の判決が言い渡された(乙4, 8, 12, 16)。」

- (12) 原判決5頁21行目の冒頭から26行目の末尾までを以下のとおり改める。
- 〔(1) 本件裁判官が第1回口頭弁論期日の指定を遅滞したことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点1)
- (2) 本件裁判官が期日を指定しない理由を1審原告に説明しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点2)
- (3) 本件所長が期日の指定に関して本件裁判官に適切に対処しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点3)
- (4) 本件所長が期日の指定がされない理由を1審原告に説明しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点4)
- (5) 本件職員が期日の指定がされない理由を1審原告に説明しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点5)
- (6) 司法制度設計当局者が訴状審査権の限界を規定しなかったことが、制度設計上の過誤に当たり、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か(争点6)〕
- (13) 原判決6頁3行目の「(本件裁判官の第1回口頭弁論期日の指定義務違反の有無)」を「(本件裁判官が第1回口頭弁論期日の指定を遅滞したことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か)」に改める。
- (14) 原判決7頁14行目の「(本件裁判官の説明義務違反の有無)」を「(本件裁判官が期日の指定をしない理由を1審原告に説明しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か)」に改める。
- (15) 原判決8頁3行目の「(本件所長の内部統制義務違反の有無)」を「(本件所長が期日の指定に関して本件裁判官に適切に対処しなかったことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か)」に改める。

- (16) 原判決 8 頁 20 行目の「(本件所長の説明義務違反の有無)」を「(本件所長が期日の指定がされない理由を 1 審原告に説明しなかったことについて、国賠法 1 条 1 項の違法性が認められるか否か)」に改める。
- (17) 原判決 9 頁 2 行目の「(本件職員の説明義務違反の有無)」を「(本件職員が期日の指定がされない理由を 1 審原告に説明しなかったことについて、国賠法 1 条 1 項の違法性が認められるか否か)」に改める。
- (18) 原判決 9 頁 10 行目の「(司法制度設計当局者の制度設計上の過誤の有無)」を「(司法制度設計当局者が訴状審査権の限界を規定しなかったことが、制度設計上の過誤に当たり、国賠法 1 条 1 項の違法性が認められるか否か)」に改める。

4 当審における 1 審原告及び 1 審被告の補充主張

(1) 1 審被告の主張 (争点 1 について)

ア 原判決は、いわゆる裁判官国賠訴訟における違法性の判断枠組みを正しく指摘している点で正当である。しかし、「本件裁判官が違法又は不当な目的をもって別件訴訟事件の第 1 回口頭弁論期日の指定を遅滞させたとまでは認められないものの、本件裁判官は、期日指定権の行使についてその裁量権の範囲を超えてこれを怠ったとすることができるから、担当裁判官に付与された期日指定権の趣旨に明らかに背いてこれを行ってしなかったと認められる特別の事情があり、上記期日指定権行使の懈怠は、裁判手続の迅速な進行に対する 1 審原告の合理的期待を侵害するものとして、国賠法 1 条 1 項の適用上、違法な行為と評価される」と判断している点では不当である。

イ まず、裁判長の期日指定権の行使に係る裁量権の範囲は広範なものであると解され、本件裁判官がこれを逸脱又は濫用したものとは認められないにもかかわらず、原判決は、期日指定権の行使を怠ったと誤認している。

ウ 仮に、上記裁量権の範囲を超えてこれを怠ったと評価する余地があるとしても、国賠法 1 条 1 項の適用上違法と評価されるためには、このような瑕疵

が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることが必要であるところ、別件訴訟事件に係る1審原告の主張内容等の本件において顕れた全ての事情に鑑みれば、本件裁判官の期日指定権の行使については、上記「特別の事情」が認められないにもかかわらず、原判決は、「特別の事情」の解釈又はこれを基礎づける事実の認定評価を誤って、これがあると誤認している。すなわち、裁判官の争訟の裁判に関連する権限行使について、上記「特別の事情」が認められる場合とは、司法判断の自己完結性ないし終局性、判断の相対性及び裁判官の職権の独立といった裁判官の職務行為の特殊性に照らして、裁判官がその付与された権限の趣旨に「明らかに背いて」これを行使したものと認め得るような場合、換言すれば、広範な裁量権を逸脱・濫用する程度が著しく、判断の自己完結性ないし終局性や裁判官の職権の独立が制約されてもやむを得ないほどに著しい行為規範違反がある場合に限られるが、本件裁判官の第1回口頭弁論期日の指定について上記のような著しい行為規範違反があるとは認められない。

(2) 1審原告の主張

ア 争点1について

原判決は、本件裁判官が違法又は不当な目的をもって別件訴訟事件の第1回口頭弁論期日の指定を遅滞させたとは認められないとしているが、本件裁判官は意図的に1審原告の提訴を無視しているのであり、違法又は不当な目的で期日指定を懈怠しているため、原判決には誤認がある。すなわち、第1回口頭弁論期日の指定が遅延すれば、1審原告の裁判を受ける権利を侵害することになるところ、本件では期日指定の遅延について合理的な理由がないこと、民訴規則60条2項所定の提訴から30日以内に期日指定という枠組みを10倍以上遅延していること、別件訴訟事件を5件揃って止める必

要はないにもかかわらず、これを揃えてその進行を止めていること、その間に本件裁判官が訴状等を審査した形跡もないことに照らせば、本件裁判官は、1審原告の提訴を無視して期日指定を懈怠したものであるべきであり、違法又は不当な目的による訴状審査権の濫用である。

イ 争点2ないし6について

原判決は、本件裁判官、本件所長及び本件職員の説明義務の懈怠、本件所長の内部統制義務の懈怠、司法制度設計当局者の制度設計上の過誤について、いずれも国賠法上の違法性を否定している。しかし、上記のとおり、本件裁判官が1審原告の提訴を合理的な理由もないのに無視しているのであり、違法又は不当な目的による期日指定の懈怠が行われているにもかかわらず、これについて何ら対処がないまま、上記の説明義務違反、内部統制義務違反、制度設計上の過誤について国賠法上の違法性を否定するのは片手落ちである。

ウ 争点7について

原判決は、1審原告の慰謝料を5万円の限度で一部認容しているが、上記の事情に鑑みれば、1審原告の慰謝料は少なくとも10万円は全額認容するのが相当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決とは異なり、1審原告の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件裁判官が第1回口頭弁論期日の指定を遅滞したことについて、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か（争点1）

ア 公務員の職務行為において国賠法1条1項の違法性が認められるためには、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したことが必要であるところ、裁判官の職務行為についても同様である。そのため、裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方

法によって是正にされるべき瑕疵が存在したとしても、これによって直ちに国賠法1条1項の違法性が認められるものではなく、裁判官の職務行為について国賠法上の違法性が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限をその趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別の事情があることが必要と解される（最判昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁参照）。このような趣旨は、争訟の裁判であるか又はそれ以外の職務行為であるかによって差異を設ける理由はない。

そして、上記の特別の事情があるといえるかについては、上記に例示した違法又は不当な目的をもって職務行為をした場合のほか、当該職務行為の性質及び内容、当該職務行為がされた経緯やその理由、当事者の当該職務行為への関与の有無及び程度に加え、当該職務行為に対する不服申立制度の有無等の諸事情を考慮した上、その違反が著しく不当又は不法であり、およそ裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠くものであることを要するものと解するのが相当である。

イ 民事訴訟法（以下「民訴法」という。）では、期日の指定について、「申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。」と規定されており（民訴法93条1項）、同法139条及び民事訴訟規則（以下「民訴規則」という。）60条1項に照らすと、期日の指定は原則として裁判長の職権で行われ、当事者の期日指定の申立ても、原則として職権発動を促す趣旨があるにとどまると解されるのであって（ただし、民訴法263条の期日指定の申立て等の例外がある。）、期日をいつに指定するかは裁判長の専権事項である。

ウ もっとも、裁判の迅速化に関する法律1条は、司法がその役割を果たすためには公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であるとし、民訴法2条は、裁判所は民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努める旨規定しているところ、期日の指定は、訴訟手続の迅速化を

促進すると同時に、当事者に主張立証の機会を保障し審理を実質化する機能も有している。特に訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに口頭弁論期日を指定しなければならない（民訴法139条、民訴規則60条1項）、訓示規定ではあるものの、特別の事由がある場合を除いて訴え提起の日から30日以内の日に口頭弁論期日を指定しなければならないとされている（民訴規則60条2項）。また、上記のとおり、当事者には期日指定の申立権がなく、期日の指定の在り方に関して不服申立ての方途も認められていない。そのため、担当裁判官は、第1回口頭弁論期日の指定に関して裁量があるとはいえ、上記の事情を考慮しながら、速やかに期日を指定するよう努めることが求められている。

エ 他方で、担当裁判官は、第1回口頭弁論期日の指定において、これに先立ち、訴状の必要的記載事項の審査を行った上で、補正命令の発令の要否（民訴法133条2項、137条1項）を検討するとともに、職権調査事項である訴訟要件の審査（民訴法140条参照）をするほか、期日における実質的な審理を円滑に行うという観点から、民訴規則53条所定の事項について訴状の任意的な補正の要否の調査及びその補正の促し（民訴規則56条）を行い、請求原因を明確化するために期日外釈明権の行使（民訴規則63条1項）を検討し、事件の性質に応じて答弁書の記載内容を充実させるため、被告に相当の準備期間を考慮する必要もあるし、関連事件がある場合はその併合の要否（民訴法152条1項）についても検討する必要が生ずる。また、担当裁判官は、限られた時間の中で担当する多数の民事訴訟事件を全体として可及的に迅速かつ適正に解決することが求められている。

オ このように担当裁判官は、訴訟当事者に対し、迅速かつ公正な裁判を保障するため、速やかに期日を指定することが求められているが、他方で訴訟の実質的な審理を円滑に行う必要から、訴状の補正（任意的な補正を含む。）や釈明権の行使の要否等を調査し、必要に応じて補正を促すほか、被告の防御

の準備のための期間を考慮し、かつ担当する民事訴訟事件全体の進行について配慮しながら当該事件の期日を指定しなければならないのであり、しかも、訴え提起後の当事者の訴訟活動（準備書面の提出等）によって主張が補充され、その内容も変化する状況の中で、いつ期日を指定するのが合理的かを判断することが求められている。以上の事情を考慮すれば、個々の事件において、第1回口頭弁論期日をいつに指定するかについては、一般論として速やかな指定が要請されるものであるとはいえ、考慮すべき事項は多岐にわたるため、担当裁判官の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するのが相当である。

そして、仮に担当裁判官の第1回口頭弁論期日指定が民訴法の趣旨に照らして遅滞していると認めざるを得ない場合であっても、それにより直ちに国賠法1条1項の違法性が認められるものではないことは既に述べたとおりであり、国賠法上の違法性が認められるためには、その遅滞が著しく不当又は不法であり、およそ裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠くものであることを要するというべきである。

カ そこで、次に、本件の第1回口頭弁論期日の指定の在り方について検討すると、1審原告は、別件訴訟事件のうち355号事件、357号事件、358号事件、359号事件を平成30年8月13日に提訴し、399号事件を同年9月10日に提訴しているところ、別件訴訟事件の訴状（乙13ないし16、26）の内容は、いずれの事件においても、請求を特定するための事実の限度でその把握は可能であるとはいえ、長期間にわたる様々な出来事が必ずしも整理されずに盛り込まれ、理解が容易ではない文章も多数混在しているため、請求原因事実（特に違法と主張する行為の具体的な内容等）及びこれに関連する間接事実を的確に把握することは必ずしも容易ではない内容となっていることが認められる。

また、これらの訴訟は、いずれも国又は東京都に対して国賠法1条1項等

を根拠として損害賠償を求める訴訟であり、被告側で争うことが明らかに予想される事件類型であることも考えれば、これらの訴状をそのまま被告らに送達して答弁を求めることは、充実した実質的な審理を円滑に進めるという観点からは適切な訴訟指揮ではないとの考え方も十分あり得るところであり、本件裁判官において、補正の促し（民訴規則56条）や釈明権（民訴法149条1項）の行使の要否を検討するため、第1回口頭弁論期日の指定を、当面、差し控えると判断することも許容される案件であると認められる。そして、これらの別件訴訟事件は、いずれも本人訴訟であるため、請求原因事実や間接事実の記載について補正の促しや釈明権の行使の要否を検討するにしても、まず、担当裁判官において訴状等の主張書面の内容について既に提出された証拠と照合しながら事案の全体像を把握し、予想される争点についても把握に努める必要があるが、また、いずれの事件の訴状でも「包囲網」なる文言を用いて関連事件であることが示唆されているため、併合の要否についても検討することが必要であり、これらの作業には相応の時間と労力を要する（なお、別件訴訟事件はいずれも本件裁判官に配てんされているが、いずれの事件も同じ原告により同時又は近接した時期に提訴されたものであり、上記のとおり内容的な関連性も否定することができず、併合の要否も問題となるため、その全部が同一の裁判官に配てんされたことは相応の合理性がある。）。

ところが、1審原告は、別件訴訟事件を提訴した後においても、本件裁判官から補正の促しや釈明権の行使がいまだされていない時期において、自らの判断に基づき、当審で補正後の原判決の前記前提事実(1)のとおり、355号事件については、平成30年8月21日、同年9月4日、同月18日、同年11月14日及び同月15日に訴状を補充又は訂正する主張書面をそれぞれ提出し、357号事件については、同年8月21日、同年9月4日、同月18日、同年11月19日に訴状を補充又は訂正する主張書面をそれぞれ

提出し、358号事件については、同年9月5日、同月18日及び同月25日に訴状を補充又は訂正する主張書面をそれぞれ提出し、359号事件については、同年8月21日、同年9月4日、同月18日、同月25日及び同年12月20日に訴状を補充又は訂正する主張書面をそれぞれ提出し、399号事件については、同年9月18日、同月25日及び同年11月15日に訴状を補充又は訂正する主張書面をそれぞれ提出したという経緯からも明らかなおおあり、いずれの事件についても五月雨式に訴状の補充や訂正を繰り返したものである。その上で、1審原告は、同年12月20日に提出した照会書面1において、別件訴訟事件に対する自らの見直しが完了した旨を告げている（当審で補正後の原判決の前提事実(2)ア）ことが認められる。これらの1審原告の訴訟行為の経緯を踏まえると、少なくとも同年12月20日に至るまでは、1審原告による訴状の補充又は訂正の内容はなお流動的な状況にあったものと認められ、本件裁判官において、同年12月20日に至るまでの期間において、補正又は釈明権の行使の要否やその具体的な内容を確定的に判断することは困難な状況にあったと推認することができる。

なお、同年12月20日以降は、令和元年8月28日に本件裁判官から1審原告に対し、求釈明書を送付されるまで、1審原告から新たな主張書面の提出はないものの、上記のとおり1審原告が訴状を補充又は訂正する一連の主張書面を続けて提出したことにより、整理検討を要する主張書面及び書証等は増加し、相当な分量に達していたことが認められる（乙13ないし16、25ないし27）。

このような状況下において、本件裁判官が別件訴訟事件の進行の見通しを立てないまま直ちに第1回口頭弁論期日を指定して手続を進行させれば、争点（特に違法行為の内容）が不明瞭のまま審理が混乱し、却って審理が長期化するおそれがあるから、同年12月20日以降も、引き続き、検討に必要な相応の期間、第1回口頭弁論期日の指定を差し控え、記録を精査の上、今

後の審理の見通しや審理計画を立てる作業を優先することにも合理性があるというべきである。

キ さらに進んで、その後の経過を見ると、本件裁判官は、令和元年8月28日、1審原告に対し、別件訴訟事件のうち、355号事件、357号事件、359号事件及び399号事件について、「本件請求の特定のため」として、求釈明事項に対する回答を求める求釈明書をそれぞれ送付し、1審原告も、同年9月10日、上記各求釈明に対する回答書をそれぞれ提出し（当審で補正後の原判決の前提事実(4)）、これを踏まえて、同年9月20日、別件訴訟事件について、それぞれ第1回口頭弁論期日（いずれも令和元年11月11日又は同月13日）が指定されたものである。

なお、上記の求釈明の内容（乙17、18、19、24の各1）は、1審原告から提出された多くの主張書面を踏まえて、改めて、1審原告が各事件において請求原因として主張する違法行為（権利侵害行為）の具体的内容を確認し、特定するために行われたものであったと認められ、それが不必要であったとか、その内容が不合理なものであったということとはできない。

ただし、前記のとおり、平成30年12月20日の時点において、1審原告において、別件訴訟事件の主張について自らの見直しを終えていることを裁判所に告げていることを踏まえると、別件訴訟事件が合計5件あり、各事件について相応の分量の主張書面等が提出されていたことを考慮しても、平成30年12月20日から上記の求釈明をするに至るまで8か月余りの期間を要し、結果として別件訴訟事件の第1回口頭弁論期日が令和元年11月まで遅滞したことは、審理促進のため、第1回口頭弁論期日を可能な限り速やかに指定すること等を求める民訴法の趣旨に反しているといわざるを得ない。

ク 以上を前提に本件裁判官が令和元年9月20日まで第1回口頭弁論期日を指定しなかったこと（あるいは第1回口頭弁論期日を令和元年11月11

日と同月13日に指定したこと)について、国賠法1条1項の違法性が認められるか否かについて検討すると、別件訴訟事件では、提訴から第1回口頭弁論期日が指定される令和元年9月20日までをみても、その間、1年1か月(399号事件については1年)を要していることは異例ではある。

しかし、訴え提起から第1回口頭弁論期日が指定されるまでの経緯をみると、既に指摘したとおり、訴状の内容は請求原因(違法行為ないし権利侵害行為)の特定等において明確さを欠いている部分等があった上、1審原告は、訴えの提起から平成30年12月20日の時点に至るまで、訴状の補充又は訂正を行う準備書面等を五月雨式に提出していたことを踏まえると、少なくとも、同日から相応の検討期間を経るまでの間は、求釈明や第1回口頭弁論期日の指定を留保することにも相応の合理性があったものと認められる。

一方、既に指摘したとおり、1審原告において平成30年12月20日に別件訴訟事件の請求等について自らの検討は終えた旨を明らかにしていること(照会書面1)、令和元年6月7日に照会書面2、同年7月16日に照会書面3をそれぞれ提出し、その書面の中で第1回口頭弁論期日の指定が催促され、あるいは期日が指定されないまま放置されている点を問題視する内容が記載されていること(前提事実(2))を踏まえると、本件裁判官が、平成30年12月20日から1審原告に対して求釈明書を送付するまで8か月余りの期間を要し、また、第1回口頭弁論期日を指定する日(令和元年9月20日)まで9か月を要したことは、第1回口頭弁論期日を速やかに指定することを求める民訴法の趣旨にそぐわないものであり、当事者には第1回口頭弁論期日の指定について申立権がなく、不服申立ての制度も設けられていないことも考慮すると、この間の本件裁判官による対応は、訴訟指揮の在り方として不適切であり、これにより第1回口頭弁論期日の指定は遅滞したといわざるを得ない。

しかしながら、本件裁判官の期日指定の在り方が民訴法の趣旨に反して遅滞していることは上記のとおりであるものの、別件訴訟事件の内容や、期日指定に至るまでの上記の経緯も全体として考慮すれば、1審原告の訴状に関する補充又は訂正の主張が一通り終わった平成30年12月20日を起点にすると、検討に要する準備期間等を考慮した場合、求釈明やこれに対する回答を踏まえて期日指定を行うことは、遅くとも令和元年の春（3月）ころまでには可能であったとかがわかるが、その時期を基準としても、期日を指定した日（令和元年9月20日）との間には半年前後の差異が生ずるととどまること、期日に指定について、もともと裁判官の合理的な裁量に委ねられているところ、別件訴訟事件については、いずれも令和元年11月に第1回口頭弁論期日が指定されると、2回又は3回の口頭弁論期日を経て結審し、提訴から判決言渡しまで1年6月ないし1年10月程度で終結に至っており（原判決補正後の前提事実(6)）、第1回口頭弁論期日の指定が遅滞しているとはいえ、相応の審理計画を立てた上でその期日の指定がされている様子がうかがわれることなどの事情も考慮すると、本件裁判官において、違法又は不当な目的をもって期日指定を懈怠したとまでは認められないことはもとより、期日指定の在り方が著しく不当又は不法であり、およそ裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠くものであるとまでいえないから、国賠法1条1項の違法性があるとまでは認められないというべきである。

なお、1審原告は、1審被告に対する損害賠償請求の根拠として民法709条、710条、715条及び719条の準用又は類推適用についても主張しているが、公務員が職務を行うにつき他人に損害を与えた場合の国の賠償責任については、民法の不法行為規定に対する特別規定として国賠法1条が適用されるため、上記主張は失当である（この点は、以下の争点についても同様である。）。

(2) 争点2, 同4及び同5 (本件裁判官, 本件所長又は本件職員が, 期日の指定をしない理由又は期日が指定されない理由を1審原告に説明しなかったことについて, 国賠法1条1項の違法性が認められるか否か) について

ア 公務員の職務行為において国賠法1条1項の違法性が認められるためには, 公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したことが必要であるところ, 本件裁判官には, 別件訴訟事件において, 当事者である1審原告に対し, 期日を指定しない理由を説明すべき民訴法上の義務はないし, その他にも説明すべき法的義務を負うと解すべき根拠はないから, 本件裁判官に上記の説明義務違反を認めることをできない。したがって, 本件裁判官に国賠法1条1項の違法性は認められない。

イ 司法行政機関としての裁判所が, 別件訴訟事件の当事者である1審原告に対し, 同事件の担当裁判官が期日指定をしない理由について説明すべき法的義務を負うと解すべき根拠はなく, 本件所長及び本件職員に上記の説明義務違反を認めることはできないから, 国賠法1条1項の違法性は認められない。

(3) 争点3 (本件所長が期日の指定に関して本件裁判官に適切に対処しなかったことについて, 国賠法1条1項の違法性が認められるか否か)

地方裁判所はその職員に対する司法行政上の監督権を有し(裁判所法80条3号), 地方裁判所長が当該地方裁判所の司法行政事務を総括する(同法29条2項)。そのため, 本件所長は, 司法行政事務の一環として, 前橋地方裁判所の職員(裁判官を含む。)に対する監督権を行使することができる。そして, 裁判所の事務の取扱方法が違法又は不当であるとして関係者から不服不満が申し立てられた場合, 本件所長は司法行政事務の一環として相当の処置をとることができる(同法82条)。

しかし, 司法行政上の監督権は, 裁判官の裁判権に影響を及ぼし, 又はこれを制限することはできないのである(同法81条)から, 地方裁判所長が個別事件を担当する裁判官に対して一定の裁判ないし訴訟指揮をするよう監督す

ることはできない。

そして、別件訴訟事件における第1回口頭弁論期日の指定の在り方は本件裁判官の訴訟指揮に関する事項である以上、上記司法行政上の監督権をもって、本件所長に1審原告が主張するような内部統制義務を根拠づけることはできず、他に本件所長において1審原告が主張するような職務上の法的義務を負担する根拠はない。したがって、本件所長に職務上の注意義務違反を認めることができないから、国賠法1条1項の違法性は認められない。

- (4) 争点6（司法制度設計当局者が訴状審査権の限界を規定しなかったことが、制度設計上の過誤に当たり、国賠法1条1項の違法性が認められるか否か）について

立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである（最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁）。

しかし、1審原告は、上記の違法性を基礎づける事情について具体的な主張をしていないし、本件記録に顕れた全ての事実及び証拠を総合しても、上記のような事情は認められないから、1審原告の主張するような立法不作為が、国賠法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。したがって、1審原告の主張は採用することができない。

第4 結論

以上の検討によれば、1審原告の請求はいずれも理由がないから、1審原告の請求を一部認容した原判決は一部失当であり、1審被告の本件控訴には理由があるから、1審被告の本件控訴に基づき、原判決主文第1項を取り消した上、その

取消部分につき1審原告の請求を棄却し、上記取消部分以外の原判決は相当であり、1審原告の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

中山孝雄

裁判官

遠藤東路

裁判官

本多哲哉

これは正本である。

令和3年9月9日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 押見容子

